

会計監査人との連携に関する実務指針

平成 18 年 5 月 11 日

会 計 委 員 会

はじめに

会計監査人との連携の基本

- 1 会社法における会計監査人
- 2 会計監査人設置会社における監査役の会計監査
- 3 会計監査人に対する監査役（会）の法的権限
- 4 会計監査人との連携の必要性

連携の具体的な例示

- 1 事前に協議すべき事項
- 2 連携のための会合の時期等
- 3 会計監査人の選任・解任・不再任時の連携の例示
- 4 監査契約更新時、又は会計監査人・監査役の交代時の連携の例示
- 5 監査計画策定時の連携の例示
- 6 中間監査時の連携の例示
- 7 期末監査時の連携の例示
- 8 随時の連携の例示

〔凡例〕 法 ：会社法
 計算規則 ：会社計算規則

はじめに

日本監査役協会と日本公認会計士協会は、平成 17 年 7 月 29 日付で「監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との連携に関する共同研究報告」(以下「共同研究報告」という。)を公表した。

これは、コーポレート・ガバナンスに係る開示の充実を図るために、有価証券報告書において、監査役(又は監査委員会)と監査人との相互連携について記載することが義務付けられたこと、及び平成 17 年 7 月に公布された会社法で、会計監査人の報酬等の決定について監査役、監査役会、監査委員会(以下「監査役等」という。)の同意を要するとされたことなど、従来に増して両者の相互連携の強化が求められるようになった状況に対応するためである。

加えて、平成 18 年 2 月に公布された会社法施行規則等の法務省令において、監査役は、その職務を適切に遂行するために、必要な者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めなければならないとされた。また、会計監査人は、職務遂行の適正性の確保に関する事項について監査役に通知しなければならないとされた。また、監査役は、その内容を監査報告に記載することが求められるなど、両者の連携は監査に際して不可欠のものとなった。

そこで、上記の共同研究報告の趣旨並びに会社法等の規定を踏まえて、監査役の立場から、会計監査人との連携を図るための実務指針を具体例として示すこととした。したがって、この実務指針を利用するに際しては、共同研究報告を併せて活用して頂きたい。

ただし、ここに掲げた連携の方法、時期及び内容は例示であるので、連携に当たっては、会社の規模・業種など各社の実情に留意した上で、監査役等と会計監査人が協議して決めるべきものである。

なお、監査役等と会計監査人を取り巻く監査環境は常に変化しており、今後もそれに即応した新しい両者の連携が求められる。

会社法の施行後は、子会社等の機関設計の多様化、簡素化が進むことが予想され、企業集団における監査役監査の重要性と難しさが一層増大するものと思われるが、その際には、企業集団全体を視野に入れた監査役等と会計監査人の連携のあり方について再構築が必要となる。

また、本年 3 月に法案が提出された証券取引法改正案（金融商品取引法）では、平成 20 年 4 月に開始する事業年度から「財務報告に係る内部統制の評価制度」を法制度化することが予定されている（注）。その場合には、監査役等と監査人の間で、内部統制の評価に関する新しい連携が必要となる。

（注）このための基準として「財務報告に係る内部統制の評価制度及び監査の基準のあり方について」（企業会計審議会内部統制部会 平成 17 年 12 月 8 日公表）は、監査人に対して、次のように述べている。

- ・「内部統制監査の過程で発見された内部統制の重要な欠陥については、商法監査の終了日までに、経営者、取締役会及び監査役又は監査委員会に報告することが必要になると考えられる」（財務報告に係る内部統制の監査 3.内部統制監査の実施（5）内部統制の重要な欠陥等の報告と是正）
- ・また、「不正又は法令に違反する重大な事実を発見した場合には、経営者、取締役会及び監査役又は監査委員会に報告して適切な対応を求めるとともに、内部統制の有効性に及ぼす影響の程度について評価しなければならない」（3.(6)不正等の報告）
- ・さらに「監査人は、効果的かつ効率的な監査を実施するために、監査役又は監査委員会との連携の範囲及び程度を決定しなければならない」（3.(7)監査役又は監査委員会との連携）

これらに関連する実務基準が、企業会計審議会内部統制部会において現在検討中である。

（注 1）この実務指針は、監査役会を設置している会計監査人設置会社を対象として記載しているが、委員会設置会社などのその他の会計監査人設置会社においても、この実務指針を参考にして連携に努められたい。

（注 2）現行の監査役監査基準では「関係」と表記しているが、ここでは「連携」という文言を用いた。それは、この実務指針が共同研究報告に基づいて作成したものであり、そこで用いられている文言と平仄を合わせるためである。なお、共同研究報告は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を踏まえて作成されており、同内閣府令では「連携」という文言を用いている。

会計監査人との連携の基本

1 会社法における会計監査人

会社法は、大会社及び委員会設置会社に対して、各事業年度の計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類、連結計算書類（以下「計算関係書類」という。）を監査するために（法 436 条 2 項 1 号、441 条 2 項、444 条 4 項）、監査役（又は監査委員会）のほか、職業的専門家である会計監査人（公認会計士又は監査法人）を置くことを義務付けており（法 328 条、327 条 5 項）、それ以外の株式会社も定款で定めることによって、会計監査人を置くことができると規定している（法 326 条 2 項）。

会計監査人は、計算関係書類が会社の財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかについて監査し会計監査報告を作成する（法 396 条 1 項、計算規則 154 条）とともに、その会計監査報告の内容を特定監査役（注 1）及び特定取締役（注 2）に通知しなければならない（計算規則 158 条）。

（注 1）「特定監査役」とは、会計監査報告の通知を受ける者として定められた監査役、定められていない場合はすべての監査役をいう（計算規則 158 条 5 項 1 号及び 2 号）。

（注 2）「特定取締役」とは、会計監査報告の通知を受ける者として定められた取締役、定められていない場合は計算関係書類作成を行った取締役をいう（計算規則 158 条 4 項）。

2 会計監査人設置会社における監査役の会計監査

会計監査人設置会社にあつては、会計監査人が主体的に会計監査を行い、計算関係書類の適正性について監査意見を表明するが、監査役の会計監査は、自らの監査結果に基づいて会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断することである（計算規則 155 条 2 号）。

会計監査人が会社外部の職業的専門家の立場で監査することに対して、監査役は会社内部の実態を熟知した企業人の視点から、会計監査人の監査の相当性を判断するとともに、会計監査人の独立性をはじめとする監査環境に留意することを通して会計監査の適正性及び信頼性の確保に努めなければならない。そのことによって、計算関係書類の適正な開示に寄与することが監査役の会計監査の責務である。

3 会計監査人に対する監査役（会）の法的権限

会社法は、監査役が上記の職務を遂行するために、次に掲げる権限を監査役（会）に与えている。これらの権限を必要に応じて行使することは、監査役の重要な善管注意義務でもある。

（１）会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案又は議題の同意権・請求権（法 344 条）、及び会計監査人の解任権（法 340 条）

取締役は、会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提出するとき又は会計監査人の解任・不再任を株主総会の目的とするときは、監査役会の同意を得なければならない。

また、監査役会はそれらの議案の株主総会への提出等を請求する権限、及び会計監査人を解任する権限（監査役全員の同意が必要）を有している。

監査役は、これらの権限を適正に行使するために、会計監査人の独立性をはじめとする職業的専門家としての適格性及び職務遂行の状況等について常に留意するとともに、再任の適否について毎期検討しなければならない。

監査役会は、会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案又は議題の同意に際しては、取締役あるいは担当部署及び会計監査人の双方から事情を聴取して判断しなければならない。

（２）会計監査人に対する報酬等の同意権（法 399 条）

取締役は、会計監査人の報酬等（注）を定める場合には、監査役会の同意を得なければならない。

監査役会は、この同意権が会計監査人の独立性の担保及び監査品質の確保のために設けられた権限であることに留意して行使しなければならない。

同意の方法としては、例えば、監査役が自ら報酬額等を計算する必要はなく、会計監査人又は担当部署が積算した見積額に基づき、その積算の根拠や考え方を確認するなどして、報酬等が相当であるかを合理的に判断する。

（注）「報酬等」とは、報酬その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益をいい（法 361 条 1 項参照）。「会計監査人の報酬等」とは、会社法が会計監査人に求めている監査、つまり計算関係書類の監査に係る報酬等をいう。

ただし、会社法監査と証券取引法監査に係る報酬等を区別できないときは、その総額で同意の判断をせざるを得ない。

(3) 会計監査人から報告を受ける権限 (法 397 条 1 項、3 項)

会計監査人は、取締役の職務執行に関して不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、監査役会に報告しなければならない。

監査役会は、この権限及び責任が重大であることを自覚して、報告を受けるための態勢を整えておかなければならない。

(4) 会計監査人に報告を求める権限 (法 397 条 2 項)

監査役は、その職務を行うために必要があるときは、会計監査人に対して、その監査に関する報告を求めることができる。

監査役は、取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令・定款に違反する事実について、並びに会計監査人の監査の方法と結果の相当性判断に必要な情報について、積極的に会計監査人から報告を求めなければならない。

(5) 会計監査人の会計監査報告の内容の通知を受ける権限 (計算規則 158 条)

会計監査人は、会計監査報告の内容を特定監査役及び特定取締役に通知しなければならない。

監査役は、会計監査人の監査の方法と結果の相当性を判断するために、会計監査報告の内容を十分に聴取しなければならない。

(6) 会計監査人の職務遂行に関する事項の通知を受ける権限 (計算規則 159 条)

会計監査人は、特定監査役に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 1) 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項
- 2) 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項
- 3) 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

監査役は、これらの通知事項を参考にして、会計監査人の職務遂行の体制について監査役(会)の監査報告にその内容を記載しなければならないので(計算規則 155 条 4 号)、通知を受けたときは詳細に意見交換することが必要である。

4 会計監査人との連携の必要性

(1) 監査役は、会社法によって上に記したような会計監査人に対する権限を与えられているが、これらの権限を有効に行使することは監査役の重要な善管注意義務であり、そのためには、会計監査人と常に接触を保ち連携を深めることによって、与えられた権限を適切に行使するための判断をしなければならない。

(2) 監査役と会計監査人は、同一の監査対象に対して（法436条2項1号）、それぞれが独立した立場で監査を行う責務を負っている。

しかし、コーポレート・ガバナンスの充実という要請に応えるためには、監査役と会計監査人は、相互の信頼関係を基礎としながら、緊張感のある協力関係のもとで、双方向からの積極的な連携によって、監査の品質向上と効率化に努めなければならない。

監査役と会計監査人は、監査上の必要な事項について情報提供と意見交換を行い、監査役からは日常の業務監査で知り得た情報を会計監査人に伝え、会計監査人からは会計監査で得た情報の提供を受けて、それぞれの監査業務に役立てることが望ましい。

(3) 会社法において、監査役は、会計監査人の計算関係書類の監査の方法と結果の相当性を判断することを求められ、かつ、会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項についても監査報告に記載しなければならない。

そのためには、会計監査人が職業的専門家として遵守すべき、監査基準、品質管理基準、監査実務指針、監査法人の内規などの準拠状況や会計基準改定などに関する情報について、常日頃から質問や意見交換を通して確認することが望ましい。

(4) 職業的専門家としての会計監査人は、会計監査の適正性・信頼性を確保するために、公正不偏の態度及び独立の立場を保持することが求められている。

監査役の会計監査における重要なテーマも、「監査役監査基準」に規定されているように、会計監査人の独立性保持を確認することであり、そのために、監査環境の状況を監視するとともに、会計監査人に対する質問などを通してその状況の把握に努め、必要に応じて取締役等に改善を勧告しなければならない。

(5) 財務報告は取締役の重要な職務執行であるので、監査役は、有価証券報告書等の財務報告体制が適切に構築・運用されているか、財務報告の内容に重要な誤りがないか、誤解を生じさせるものでないかについて、業務監査の視点から財務報告を監査する責務を負っている。

したがって、証券取引法による(連結) 財務諸表等の監査においても、監査人との情報・意見交換に努めなければならない。

連携の具体的な例示

監査役(会) と会計監査人の連携の具体的な方法・時期・内容は、会社の規模・業種などの実情に留意しながら、相互の信頼関係の上に立って、両者の協議により決定しなければならない。また、連携の内容については、今後も予想される両者の監査環境の変化に対応させて充実してゆくべきである。

したがって、ここに掲げる例示の内容は加除修正しながら、各社の実情に即した連携に努めることが望ましい。

(注) 会社法上の会計監査人が、証券取引法上の監査人を兼務しているのが通常であるので、下記の例示では、すべて「会計監査人」と記載しているが、必要に応じて「監査人」と適宜読み替えて頂きたい。

1 事前に協議すべき事項

連携に際しては、それぞれの期待に相違が生じないように、事前に次の事項について協議しておくことが望ましい。

会計監査人が、取締役の職務執行及び使用人の業務に関して、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実を発見したときは、会社法 397 条 1 項及び 3 項の規定に従って、遅滞なく監査役会に報告することを確認する。

この場合、会計監査人から監査役会に報告すべき内容、レベルを予め協議しておくことが望ましい。また、会計監査人から監査役会又は担当部署への報告につ

いて、三者間で報告ルート、内容の協議をすることも考えられる。

会計監査人は、監査の過程で知り得た異常な取引・事象、会社財産・損益に重大な影響を及ぼすような事実があるときは、遅滞なく監査役会に報告することを確認する。

その他、会計監査人から監査役（会）へ報告する事項、情報提供の範囲などを決めておく。

監査役（会）から会計監査人へ提供する情報の範囲を決めておく。

そのためには、会計監査人の要望を聞く必要もあるが、会計監査人に対して、どのような情報を、いつ、どのような方法で提供するかは、各監査役が自らの判断と責任において実施しなければならないことに留意する。

その他の監査業務の局面に応じて、それぞれの連絡担当者及び両者の対応の方法を決めておく。

2 連携のための会合の時期等

連携の重要なポイントは、監査役と会計監査人になるべく多くの情報交換・意見交換の場を持つことである。

監査役（会）と会計監査人との定期的な会合については、監査契約締結時、監査計画策定時、中間監査時、期末監査時に1回乃至数回の会合を持つことが必要であるが、上場会社については、四半期情報の開示が要請されているので、第1四半期、第3四半期の前後にも会合を持つことが考えられる（注）。

定期的会合だけでなく、必要なときは適宜情報の交換を行い、随時の会合を持って意見交換することが望ましい。随時の会合における意見交換は、会社内部の問題だけでなく、広く国の内外で起こっている企業不祥事などについても取り上げることが考えられる。

（注）「はじめに」で触れた金融商品取引法では、平成20年4月に開始する事業年度から四半期報告制度が導入され、現在の半期報告制度は廃止されることになっており、四半期報告書の重要性は一層高まることが予想される。

なお、会計監査人との連携の実務は、例えば、監査役会で定めた分担に従って、会計知識を有する監査役が担当してその結果を監査役会に報告するという方法もあるが、会計監査人の監査計画、監査報告等の重要な事項については、監査役全員が出席する監査役会で報告を受けることが望ましい。

3 会計監査人の選任・解任・不再任時の連携の例示

会計監査人の解任・不再任の同意に際しては、取締役が解任等を求める事由は何か、それに対する会計監査人の意見はどうかについて、双方に説明を求めて、解任・不再任の事由が、会計監査人の資質にある場合、監査チーム体制にある場合、会計処理を巡る取締役と会計監査人の意見の相違にある場合等について、その事由を客観的かつ具体的に把握して同意の判断をする。

新たな監査法人等を会計監査人として選任する場合は、その監査法人等の概要、欠格事由の有無、会社との利害関係について確認するとともに、ローテーション等の体制、内部管理体制について説明を受け、職業的専門組織としての信頼性を確認する。

特に、解任・不再任に伴う新たな会計監査人の選任の場合は、前任会計監査人との引継が十分に行われているかについて説明を受ける。

新任会計監査人との連携に際しては、前任会計監査人と新任会計監査人の引継が十分に行われるように適切な措置を講じることを求めるとともに、前任会計監査人との連携状況及び最近の監査役監査の要点を説明し、会計監査人の往査等に同行するなどして、会計監査人交代に伴う監査品質の低下を補いその維持に努める。

特に、年度途中で会計監査人が交代した場合は、連携の頻度を密にすることが必要である。

4 監査契約更新時、又は会計監査人・監査役の交代時の連携の例示

監査契約前に会計監査人が取締役と協議した重要な事項がある場合は、その内容の報告及び説明を受ける。

担当部署からも予めヒアリングしておくことが望ましい。

監査契約を更新する際には、本年度の監査体制の内容の説明を受ける。

監査契約の内容、監査報酬及び非監査報酬の額について意見交換する。

監査役会は、会計監査人の報酬等の相当性は監査時間・監査品質の適正性を考慮した上で判断する必要があること、及び非監査報酬の額によっては会計監査人の独立性を阻害するおそれのあることに留意して、意見交換しなければならない。

また、監査報酬等の同意に際して、監査役会は取締役と会計監査人の双方から意見を求められる可能性があるので、監査報酬等の相当性について検討しておく必要がある。

会計監査人の会社からの独立性保持の現状について意見交換する。

また、監査法人等の内部における独立性に関する事項その他職務の遂行に関する事項（計算規則 159 条記載事項）について、契約時にその内容を確認する。

会計監査人の職務を行う者（業務執行社員、補助者）が交代したときの人事の方針、選任の経緯について説明を受けるとともに、遺漏のない引継が行われていることを確認する。

監査役の交代時には、常勤監査役、社外監査役及び各監査役の職務分担などの監査役（会）の監査体制について説明する。

5 監査計画策定時の連携の例示

監査役は会社内部の状況に通暁している立場から、会計監査人は外部の職業的専門家としての立場から、率直な意見交換を行い、双方の監査計画を策定するように努める。

会計監査人の「監査計画概要書」に基づいて、監査計画策定に際して特に考慮した重要事項及び前期からの会計・監査上の懸案事項や内部統制上の問題点について説明を受け意見交換する。

会社（企業集団）を取り巻く経営環境や事業内容の変化について、情報を交換し、それによる監査上のリスクについて意見交換する。

会社が利用する情報技術（IT）の進展が会計監査に及ぼす影響について意見交換する。

当期の監査上の重要課題について情報・意見交換する。

会計監査人が行う内部統制の評価の方法及び実施時期、重要な実証手続の内容及び実施時期について説明を受ける。

新たな会計基準が適用される場合には、その情報の提供を受ける。

重要な会計方針（連結範囲を含む）や会計処理に関する説明を受け、その相当性について意見交換する。

重要な会計方針を変更する場合は、予め、変更の理由及びその影響について、取締役から報告を受ける。

当期の監査日程、監査従業者数の説明を受け、監査体制が十分であるか否かについて意見交換する。

例えば、リスク・ウエイトの高い分野に重点を置いた監査計画になっているか。

事業所・子会社等の往査の計画内容について意見交換する。

例えば、重要性やリスクの高い事業所・子会社等に重点が置かれているか。適切なローテーションで往査する計画になっているか。子会社の会計監査人が異なる場合に、どのように他の監査人の監査結果を利用するか。

監査役会の監査方針・監査計画について説明し意見交換を行って、会計監査人の理解と協力を求めるとともに、必要あるときは両者の監査計画の調整を図る。

例えば、会計監査人と監査役会がそれぞれの監査方針と監査計画を説明した上で、監査の重点、リスクの認識、内部統制システムへの関与などについて意見交換し、両者の監査計画に反映させることは有意義である。

両者の監査計画に重要な修正があったときは、相互に速やかに連絡する。

6 中間監査時の連携の例示

会計監査人の中間監査の実施状況の説明を受ける。

前期からの監査上の懸案事項・指摘事項及び内部統制上の問題点の改善状況についての説明を受け、意見交換をする。

重要な会計方針の変更、会計処理の変更について説明を受け、意見交換をする。

中間（連結）財務諸表等に係る中間監査報告書について、次の事項を含む記載内容の説明を受ける。

- イ) 監査意見（会計方針、会計処理及び表示）
- ロ) 継続企業の前提に関する事項
- ハ) 不正、誤謬、違法行為及び内部統制の不備等
- ニ) 重要性のない未修正の事項とそれについての監査人の判断
- ホ) 重要な後発事象の内容と決算への影響
- ハ) 追記情報に関する事項

監査役監査の実施状況及び具体的な事項について、会計監査人の監査の参考となる情報を提供する。

半期報告書について、会計監査の説明を受け、財務情報以外の記載事項についても意見を交換する。

7 期末監査時の連携の例示

会計監査人の監査の実施状況の説明を受ける。

その際、当初の監査計画との相違点とその理由についても説明を受ける。

前期からの監査上の懸案事項・指摘事項及び内部統制上の問題点の改善状況並びに当期の重点監査項目の説明を受け、意見交換する。

決算処理方針について説明を受け、意見交換する。

例えば、貸倒懸念債権の分類・見積算定、棚卸資産の評価減、有価証券の減損処理、固定資産の減損会計、退職給付債務の割引率、繰延税金資産の回収可能性等について、決算処理方針や見積の妥当性はどうか。

監査役は、事前に担当部署からも説明を受けて、取締役と会計監査人の意見が相違している場合は、処理方針決定前に十分な意見交換をする。

剰余金の配当等は、法定の分配可能額を超えていないことを確認する。

会計監査人の監査報告書について、次の事項を含む記載内容の説明を受ける。

- イ) 監査意見（会計方針、会計処理及び表示）
- ロ) 継続企業の前提に関する事項
- ハ) 不正、誤謬、違法行為及び内部統制の不備等
- ニ) 重要性のない未修正の事項とそれについての監査人の判断
- ホ) 重要な後発事象の内容と決算への影響
- ヘ) 追記情報に関する事項

会計監査人の職務遂行に関する次の事項の通知を受け、内容の説明を求める。

- 1) 独立性に関する事項、その他監査に関する法令・規程の遵守に関する事項
- 2) 監査、監査に準ずる業務、及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項
- 3) 会計監査人の職務遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

これらの事項については、監査役（会）の監査報告にその内容を記載しなければならないので、十分な説明を受ける。

会計監査人の意見表明についての、監査法人の審査体制及び審査の状況とその結果の説明を受ける。

会計監査人の監査の相当性判断に必要なその他の事項について説明を受ける。

例えば、監査基準への準拠状況、試査の範囲や選定の基準など。

監査役の監査の実施状況及び具体的事項について、会計監査人の監査の参考となる情報を提供する。

有価証券報告書について、会計監査の説明を受け、財務情報以外の記載事項についても意見を交換する。

8 随時の連携の例示

監査役（会）は、会社及び企業集団の経営環境の変化、業務執行方針・組織の変更、その他監査の過程で把握し、会計監査人の監査に影響を及ぼすと判断した事項について、その都度情報を提供し、必要あるときは意見交換する。

監査役は、役員・従業員に不正の事実があったときは、会計監査に必要な範囲内で会計監査人に情報を提供する。

監査役は、監査の過程で改善が必要と判断した事項があるときは、会計監査人に情報を提供し、意見交換する。

会計監査人から質問があれば、取締役会での議論の内容や、代表取締役などの経営トップと監査役の意見交換の内容のうち、会計監査人の監査に影響を及ぼすと思われる事項について、監査役の判断と責任の範囲内において説明する。

監査役は、事業所・子会社の監査役の往査結果などについて、会計監査人の監査に必要な範囲内で開示する。

監査役は、会計監査人が必要な監査情報を入手できるように、常に監査環境の整備状況を注視し、意見交換する。

監査役は、会計監査人による事業所・子会社等の往査や棚卸などの監査現場に随時立会い、又は、監査講評に同席するなどして、会計監査人の監査の方法と結果の理解に努める。

以 上

社団法人 日本監査役協会
Japan Corporate Auditors Association
<http://www.kansa.or.jp>

本 部	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-9-1 丸の内中央ビル 13 階 電話 03 (5219) 6100 (代)
関西支部	〒530-0004 大阪市北区堂島浜 1-4-16 アクア堂島西館 15 階 電話 06 (6345) 1631 (代)
中部支部	〒460-0008 名古屋市中区栄 2-1-1 日土地名古屋ビル 9 階 電話 052 (204) 2131 (代)